

総務建設委員会会議録

開閉日時 令和4年6月21日（火） 午前10時00分～午前10時44分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 荒川 義孝、 3 番 杉浦 康憲、 6 番 柴田 耕一、
7 番 長谷川広昌、 11番 北川 広人、 12番 鈴木 勝彦、
13番 今原ゆかり、 15番 内藤とし子
オブザーバー
副議長（2 番） 神谷 直子

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

4 番 杉浦 浩一、 5 番 岡田 公作、 8 番 黒川 美克、
9 番 柳沢 英希、 10番 杉浦 辰夫、 14番 小嶋 克文、
16番 倉田 利奈

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、財務G L、行政G L、行政G主幹
市民部長、市民窓口G L、税務G L、経済環境G L
都市政策部長、防災防犯G L

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第31号 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について
- (2) 議案第32号 高浜市税条例等の一部改正について
- (3) 議案第33号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
- (4) 議案第34号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (5) 議案第35号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第37号 令和4年度高浜市一般会計補正予算(第3回)
- (7) 陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
- (8) 陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情
- (9) 陳情第3号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
- (10) 陳情第4号 消費税率5%への引き下げと大企業や富裕層への適正な課税、インボイス制度の中止を求める意見書の提出を求める陳情
- (11) 陳情第5号 直ちに1日8時間働けば人間らしく暮らせる社会を実現するとともに、1日7時間労働制をめざすことを求める意見書の提出を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきまして、ありがとうございました。

ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立い

たしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る6月17日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案6件、陳情5件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより、議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件につきましては、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の今原ゆかり委員を指名いたします。

それでは、当局の方から説明を加えることがあれば、お願いします。

説（総務部） 特にございませぬ。よろしくお願いします。

委員長 これより、質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複をできるだけ避けていただきますようお願いいたします。

《議 題》

(1) 議案第31号 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動

用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（3） 一点質問させていただきます。

これが2年に一度だけでしたか、何か定期的に見直して、物価等を鑑み今回、上げていただいたということで、議員側としては非常にありがたい話なんです、そもそもこちらを満額使ったというか、足りないよというような例がありましたら教えていただきたいと。分かる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

答（行政） 満額と申しますか上限額というのがやはり計算上出てまいりまして、上限額以上かかった、上限額に収められた方もいらっしゃる、やはりちょっとお使いにならないという方もいらっしゃる、やはりちょっとそれぞれかなという印象を持っております。

以上でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので議案第31号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第32号 高浜市税条例等の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（15） 今回、一部改正なんです、大きく変更になるところはどういうところか。それと住宅ローンの税額控除っていうのがありますが、これがどれぐらいあるのか、何人ぐらい出てるのか、そこのところを教えてください。

答（税務） まず御質問ありました、大きく変更になるところでございますが、影響される納税義務者が多くいるという点でいけば、今、委員言われたとおり住宅ローン控除の改正の部分になります。

この改正の内容としましては、住宅借入金等特別税額控除の対象となる入居年を4年延長し、令和7年12月31日までの入居者を対象とするとともに、令和20年度まで各年度分の所得割の額から控除するという改正の部分が、大きく変更になる部分と考えております。

また、住宅ローン控除の影響人数でございますが、令和4年度当初課税における5月末時点の実績で申し上げます。

適用者数が1,755人、市民税の減税額としては約9,000万円となります。

なお、全額国費で補填される仕組みとなっております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第32号の質疑を打切ります。

(3) 議案第33号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第33号の質疑を打切ります。

(4) 議案第34号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問 (15) まず基礎課税分、これは国保税の一部改正で、基礎課税分、後期高齢者支援金の課税分などが、2万円と1万円引き上げる、引上げになるということなんですが、どれぐらい影響があるのか、影響のある人数とかを教えてくださいたいと思います。

これは、年収400万円ぐらいですと、どれぐらいの費用負担になるのか、

その辺りも。

また一人暮らしの方の費用負担も教えていただきたいと思います。

答（市民窓口） まず一点目の限度額の引上げに伴う影響というところでございます。

基礎課税額、医療分でございますけども、現状で63万円の限度額に達成している方が65世帯、今回改めて2万円引上げになりました65万円になりますと、62世帯が該当するということです。

同じく後期高齢者の部分でございますが、支援金分ですと、現行の19万円ですと、93世帯、20万円になりますと、78世帯が影響を受ける対象になるということでございます。

あと2問目ですけども、年収が400万円程度というところの御質問ですけども、ちょっと想定しておったところと金額は違いますけど、40代の夫婦と中学生、小学生の子供二人の標準的な4人の世帯で申し上げさせていただきます。

それを、総所得金額が500万の世帯で申しますと、年間の保険料が65万4,700円ということでございます。

もう一つ、一人暮らしというところがございましたけど、65歳以上の夫婦の二人暮らしということでお答えをさせていただきますと、年間の年金収入が250万となりますと、16万2,300円という保険税という形になります。

以上でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので。

問（15） すいません。今、40代の夫婦二人に子供さん二人という、500万円という収入でありました。なかなか500万円っていう収入も厳しいと思いますので、400万円ぐらいですと幾らぐらいになるかわかりますでしょうか。

答（市民窓口） 400万円というところで実際今試算をしてないのでお答えができないんですけど、基本的には今の400万円の方、500万円の方というのは、今回の議案でいう限度額には達しないので、結局、基本的には該当しないという形になります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第34号の質疑を打ち切ります。

（5）議案第35号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第35号の質疑を打ち切ります。

（6）議案第37号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第3回）

委員長 質疑を行います。

問（13） 主要新規事業の8ページ、No. 4のところなんですけれども、事業内容のところ、応募された取組内容をどこかで発表する考えがあるのか。

また今後どのように、それを生かしていくのか、教えてください。

答（経済環境） 応募をいただきました内容については、ホームページなどで公表を予定しております。

複数というか、重複するアイデアとかもありますので主立ったものだけを考えております。

また来年度以降の市の施策に取り込めるような、いいアイデアがあれば、生かしていきたいと考えております。

問（6） 同じく8ページの事業内容の中で、手数料としてチラシ全域配布とありますけれど、こういった方法で全世帯に配布するのか。

それと、令和2年度のプレミアム商品券だとか、去年のクーポンブックですか、その委託料に比べてちょっと委託料は安いように感じるんですけど、就労支援事業者に発注ということで安いのか、そういったあれはないとは思うんですけど。

それと補助金の中の1,000円の使い先なんですけど、利用できる事業所名はふるふるとか授産所の高浜安立とか、そういったところで利用できるのか。

そこら辺のことを教えてください。

答（経済環境） まず手数料、全域配布の方法ですけれども、新聞折り込みを考えております。

あと、委託料が令和2年度のプレミアム商品券、クーポンブックに比べて安いという理由なんですけれども、今回は基本的な事務を全部、職員のほうで対応いたします。

令和2年のプレミアム商品券のときは商工会に委託しておりましたし、クーポンブックは印刷業者で作成をしておりました。

今回、委託で上げているのが、就労支援事業所に一部委託する事務があります。印刷だったりとか、そういったものだけになりますので、安くなっております。

あと1,000円が使える事業所なんですけれども、現在市内に6事業所ありますので、議案を可決いただきましたら、その6事業所に参加いただけるかどうかの確認をとって、それからになります。ふるふるさんだったりとか授産所さん、チャレサポさんなどがあります。

問（3） 同じく、主要新規の8ページ、SDGsののですが、事業内容の積算内容ですか、ここに、事業者参加負担金が1%とありますが、これを1%とされた理由があれば、ということと、それに伴い65万円を諸収入として計上とありますので、そちらもし何か使用する目的等、決ま

っているなら教えていただきたいと思います。お願いします。

答（経済環境） 参加者負担金を1%とした根拠ですけれども、今回は、家計応援とお店応援を市内一丸となって頑張っていこうということで、各事業者さんにも、少しでも負担いただきたいと思いますという思いで1%にしております。

使い道としては、需用費、印刷製本費とか折り込み手数料などに使いたいと思っております。

問（11） それでは同じく、主要新規のNo. 4の、「エコでつながる！家計応援×お店応援」事業の件ですけれども、これもSDGsの取組について、往復はがきで申込みをして、その中で抽せんをするということですが、もともと、そのSDGsの事業っていうのは、3本柱のうちの一つですよ。そういう点で考えると、例えば、事業所さんに、現在事業所だとかお店でやっているそのSDGsの取組みたいなものを出していただくとか、そういったところっていうのは、全く載ってないんですけれども、考えてみえるのかどうか。

答（経済環境） 今の事業所さんの取組なんですけれども、こちらの主要新規のほうには掲載しておりませんが、事業所さんから申込書をいただくときに、お店で実践しているSDGsを書いていただくようになっておまして、こちらホームページで公表を予定しております。

問（11） ありがとうございます。ぜひ、それはやっていただきたいと思いますけれども。

あとは先ほど言った、一般の市民の方々からも出していただいた取組等についてもそうですが、何らかしら、こう、分析をして、データとして取りまとめた形で出されるような形になるのかと思うんですけれども、その辺のところっていうのは、これも、例えば、専門家的な方を入れたりだとか、そういったことなく、庁内の職員のほうでやっていくというふうなのか、その辺のところがあれば教えていただきたいと思います。

答（経済環境） 応募いただいた取組の分析については、現在のところ職員がやる予定をしておまして、今回は子供さんからの応募も多いかなと思っておりますので、子供さんたちが今、どのようなことを学校で

学んで、何がSDGsにつながるのかということも分析できればと思っています。そちらにつきましてはまた教育委員会と連携をしていきたいと思っています。

問（15） 補正予算書23ページ、財産管理費の庁舎管理事業のところですが、先日も話が出ましたが、この常夜灯っていうのは、今ある常夜灯は、どちらが設置したのか、大和リースなのか市が設置したのか。どうなっているのでしょうか。

答（行政 主幹） 今ある照明につきましては、地下駐車場の照明につきましては、本庁舎整備事業の際に、大和リースにて施工したものでございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第37号の質疑を打ち切ります。

（7）陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（13） 最低賃金を全国一律とし、とありますけれども、地域によって生活費は偏ります。

下のほうに、最低賃金を時給1,500円以上に引き上げることというのは、企業側にも大変大きな負担がかかりますし、能力のない企業もあります。

よって本陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意（11） 陳情1号ですがけれども、今、御意見がありましたように、最

低賃金を1,500円以上に引き上げるというのは、非常に無理がある。

中小企業あるいは小規模事業者にとっては、人件費ってというのは非常に大きな影響を与えるものですので、そういったところを鑑みると、いきなりのこういった形での意見を出すというのはちょっといかがなものかなというふうに思われます。

それから、地域格差がないように全国一律ということでありましたけれども、これは、この中身を見ると、結局、上げなければ、高いところを下げるという一律の考え方にもなりかねない。というのは、それぞれの地域差というのはそれぞれの生活圏の中で起こってるわけですので、そこら辺を鑑みると、この陳情には賛成をできないというふうに考えます。

以上です。

委員長 ほかに。

意（15） 私はこの陳情に賛成をいたします。

新型コロナの感染拡大に、燃料高や物価高が追い打ちをかけて、中小零細企業の経営に大きな打撃を与えていることは皆さん御存じだと思います。景気の悪化で、失業やシフトカットの労働時間削減に追い込まれているのが、最低賃金の近くで働いてる正規雇用の労働者やフリーランスなどで働いてる労働者が多いんです。

世界各国はリーマンショックでも、賃金の引上げを含む内需拡大によって、経済危機を克服してきましたが、日本は派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大を進め、貧困と格差が非常に拡大しました。

全労連、愛労連などの地方組織を行っている最低生計費試算調査の結果では、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費には、地域による大きな格差はないということがわかっています。

コンビニのおにぎりが、地域で大きな値段の差があるでしょうか。最低生計費は、月に24万程度であって、月に150時間の労働時間で換算して、時給1,500円以上必要であることは明らかです。

最低賃金を大幅に引き上げるためには、全国一律最低賃金制度を実現

することや、労働者の生活を支えるため、最低賃金を時給1,500円以上に引き上げること。最低賃金の引上げのために、中小企業の支援策を抜本的に拡充すること。など、意見書を提出してくださいというこの陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（7） 現在、国は、働き方改革実行計画において、年率3%程度をめどとして名目GDP、成長率にも配慮しつつ、最低賃金を引き上げるとともに、全国加重平均が1,000円になることを目指しています。

また、このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産向上等のための支援や、取引条件の改善を図るための支援を進めている最中のため、本陳情には反対です。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので陳情第1号についての意見を終了いたします。

（8）陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する
公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（13） 公共サービスの民間開放が急激に推進されるもと、受注をめぐる低価格、過当競争や短期間での契約更新が多くの公契約事業従事者が低賃金かつ不安定雇用の「官製ワーキングプア」を陥れ、とありますけれども、実情とは違うと考えます。

また、「官製ワーキングプア」の解消はいまだ達成されていない、とされていますが、その点についても同調はできませんので、本陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意（15） この陳情にも、共産党として賛成をいたします。

公共サービスの基本法の制定の背景は、公共サービスの民間開放が急激に推進されるもとの、受注をめぐる低価格過当競争や短期間での契約更新が、多くの公契約事業従事者を低賃金かつ不安定雇用の「官製ワーキングプア」に陥れ、民間企業は最大限の利益確保を旨とすることから、公共サービスの質の低下や人命をも損なう重大事故の多発を招いたことにあります。

そうした背景のもとで、各地方自治体の自発的な努力により、近年では人命を損なう事態こそ回避されていますが、公共サービスの質の保持や「官製ワーキングプア」の解消はいまだ達成されていません。

国の責任で「公共サービス基本法」第11条を履行する公契約法の速やかな制定が必要と考えるので、この陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（11） 陳情2号に対しては、反対であります。

早急に、公契約法を制定することというようなことがありますけれども、高浜市においては、工事品質の低下や労働者の雇用条件の悪化などといったダンピング受注に対応するために、低価格での受注とならないよう、低入札価格調査制度の導入や最低制限価格の設定、中間前金払制度などの各種対策によって、請負者の労働者や下請労働者の賃金、労働条件を確保できるように取り組んでいると思います。よって反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（7） 現在、国においては、公共サービスに係る様々な課題を解決するため、従来以上に積極的に改革に取り組んでいるため、本陳情には反対です。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第2号についての意見を

終了いたします。

(9) 陳情第3号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(13) 新型コロナウイルス感染症への対応や大規模な災害からの復旧、復興に係る財源は、地方自治体に負担させず全額を国が負担することとありますが、国においても莫大な借金があり、全て負担するのは無理だと考えておりますので、本陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意(3) 同じく陳情第3号ですが、意見要望の3のところですが、地方交付税は、法定率を抜本的に引上げとあります。大変ありがたい話かと思いますが、現在の国の財政状況を鑑みますと、大変厳しく、この陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意(15) 陳情第3号に、共産党としては賛成をいたします。

コロナ禍において、感染病床や保健所機能の不足、密にならざるを得ない保育所や学童保育の状況が浮き彫りになりましたが、この間、政府主導により、コスト削減ばかりを強調して推し進められてきた行革や合理化の方向性では、住民の命と暮らしは守り切ることが困難です。

国に求められるのは、地方自治の実現や大規模災害、新型感染症への対応に必要な財源を確実に確保して、国の経済対策に基づくケア労働者の処遇改善事業など、新たな国の施策に必要な財源を国の責任において確保することです。

地方財政の抜本的な拡充こそ必要と考え、この七つの意見書を国に提出することに、私は賛成します。

委員長 ほかに。

意(7) 政府は骨太の方針2022において、国と地方の新たな役割分担として、国、地方間、自治体間の役割分担等の在り方を明確化する検討

を進めるとしてあります。

したがって、本陳情の必要性を感じないため、本陳情には反対です。
委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第3号についての意見を
終了いたします。

(10) 陳情第4号 消費税率5%への引き下げと大企業や富裕層への
適正な課税、インボイス制度の中止を求める意見
書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(13) 消費税は、医療費、介護、年金などの社会保障費の大切な財
源になっています。消費税の引下げは難しいと考えておりますので、本
陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意(3) 同じく第4号ですが、こちらも同じくですが、消費税率を
5%に引下げるとありますが、これを上げたことによる財源の手当て
等不明ですので、先ほど同様、国の財政状況を鑑みますと、大変厳しく、
この陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意(7) まず、陳情に記載しているような考えで、消費税を5%に引
下げることに反対であるとともに、インボイス制度導入の狙いとして、
適正な課税の確保と益税の措置があり、制度が導入されれば、メリット
もあればデメリットもあると考えます。

国において議論し、慎重に制度導入に至ったと考えるため、今の時点
で中止を訴える本陳情には反対です。

委員長 ほかに。

意（15） 陳情第4号、私は共産党として賛成いたします。

コロナの拡大から3年にもなるのに、いまだ収束のめどは立たず、女性や学生、低所得者など、社会的に弱い立場にある人の生活と、地域で商売をし、雇用や経済を支えている中小事業者の経営を圧迫しています。

2019年10月に10%に引上げられた消費税が、国民と日本経済に重くのしかかっています。

消費税は低所得者ほど負担の重い逆進性の強い税制です。

現在、世界では、コロナ禍を理由とした付加価値税の減税を89の国が実施しています。非課税者でも消費税を払う、低所得者ほど負担が重いこんな税制は、少しでも引下げていくことが、今、行うことのできる最善の経済対策だと思います。

一方、資本金10億円以上の大企業は、巨額の利益を蓄積してきましたが、2012年から2020年にかけて、内部留保は130兆円も増え、466兆円にも上ります。金融資産保有額が1億円以上の富裕層は、132万7,000世帯に増加していき、格差が一層拡大しています。大企業や富裕層への適正な課税によって、再分配機能を強化する必要があります。

日本共産党は、アベノミクスで膨れ上がった内部留保に時限的に課税して10兆円の財源をつくり、最賃引上げのための中小企業支援に充てることを提案しています。

また2023年10月から、インボイス制度が実施されようとしています。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業間の取引慣行を壊し、免税制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格単価に転嫁できなければフリーランスもベンチャーも育ちません。

高浜市では、瓦関係の仕事をしている方が多く、厳しい生活を送られている方が多いと聞いています。地域経済が疲弊するもとの、中小事業者は事業継続や雇用維持に必死の努力を続けているところです。インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小零細企業や税理士団体も、凍結、延期、見直しを訴えているところです。現状の実施に踏み切ることに、懸念の声を上げています。

高浜市でも、シルバー人材センターから、こういう陳情も出ています。
ぜひ消費税を5%に引き下げて、大企業や富裕層への適正な課税を行うこと。インボイス制度の実施を中止することなど、意見書を国へ提出してくださいという、この陳情に賛成いたします。
委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第4号についての意見を終了いたします。

(11) 陳情第5号 直ちに1日8時間働けば人間らしく暮らせる社会を実現するとともに、1日7時間労働制をめざすことを求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(13) 1日8時間労働では、まともな生活ができないと述べているのに、ヨーロッパ並みに法定労働時間、1日7時間、週35時間制を実現することと言っていることがよく理解できませんので、本陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意(12) 陳情第5号について、市政クラブを代表して反対の立場で討論いたします。

現在、日本における労働環境問題は、給料の減少、長時間労働、人材不足、生産性の低迷などの課題があると言われていています。

しかし、日本には労働基準法が定められており、企業が法律を遵守しながら、それぞれの企業が改善に努力を重ねています。

今、企業に求められているのは、多様なワークスタイルを導入する人材の多様性、ITツールを活用するなど、労働環境を改善するための方法は多岐にわたります。

また、時代の変化で労働環境も変化します。長期的な会社の利益へつながるためにも、労働環境が適切かどうか、常にチェックし、実行、改善し続けることが大切であり、これらこそ政府が掲げる成長と分配の好循環につながるものと考えます。

これらの改善や改革に企業は積極的に取り組むことで、日本の現在の労働環境問題が少しでも前へ進むものだと考えますので、本陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意（15） 100年以上も前にILOで決められた、1日8時間労働制が、日本では法律上は定められてはいるものの、8時間労働では、まともな生活ができないのが実態です。

日本の一般労働者の労働時間は、年間平均2,018時間もあり、過労死が頻発し、世界で最も長時間労働をしていると言える国になっています。

少子化の解消や地域コミュニティの活性化と発展を実現するためには、1日8時間働けば人間らしく暮らせる社会を実現するとともに、労働時間短縮によって、家庭生活とのワークライフバランスを確立することが求められています。

ですから、この陳情には、共産党として賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意（7） 現在、国は、働き方改革を推進し、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方、一人一人がよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

したがって、本陳情の必要性を感じないため、本陳情には反対です。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第5号についての意見を終了いたします。

以上で付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- (1) 議案第31号 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第32号 高浜市税条例等の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第33号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第34号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第35号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(6) 議案第37号 令和4年度高浜市一般会計補正予算(第3回)

挙手全員により原案可決

(7) 陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

(8) 陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

(9) 陳情第3号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

(10) 陳情第4号 消費税率5%への引き下げと大企業や富裕層への適正な課税、インボイス制度の中止を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

(11) 陳情第5号 直ちに1日8時間働けば人間らしく暮らせる社会を実現するとともに、1日7時間労働制をめざすことを求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時44分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長